

私記・雑誌・新聞記事などにみる明治以降戦前の女髪結と美容師の動向について

倉田研一

はじめに

戦前期の理美容に関する研究の難しさは、先行研究が少ないことに加えてその記録に限られていることにある。筆者は理美容の制度史に関して法令を中心に一次史料を調査してきたが、制度がどのような影響を与え、どのように受け入れられていたのかを一次史料から判断することは全くできなかった。しかも業界組織に関しても、戦災などによって戦前期の記録が失われている場合も多く、別の手段での調査が必要となった。

そこで当時の社会を知るための手段として身近な存在である、ジャーナリズムの世界に美容師たちの足跡を辿ってみた。したがって本稿では、婦人雑誌と新聞記事に存在する美容師を含む女髪結の情報を蒐集し、分析を試みたい。これによって女髪結の実態に少しでも迫りたいと考える。

なお本稿は制度研究の前提となる女髪結についての基礎的知見を得るためのものであり、当時の髪のおしゃれに関する記事は省略する。ただし技術的な内容で制度との関連が認められる情報は蒐集する。

理美容の法令は、衛生管理規定が主体で、いわゆる公衆衛生に属する。しかも戦前期理美容業者を担当するのは警察署で、取締が行われたため、いわゆる事件として報道されていることが考えられる。規則が定められてからは、女髪結の組織化や業界情報があると考えられる。また社会問題として女髪結が取り上げられる場合もあると考えられる。

制度上で試験導入があり、これ以降どのような報道がなされたのか。また業態も服飾の西洋化が進展し変化がありこれを制度がどうとらえていたのか。さらに女性の社会的進出が職業紹介記事などにどう反映し、女髪結及び美容師をどのように扱っていたのか。さらに制度では女髪結と美容師の養成に関する規定があり、学校についてはどのような扱われ方をしたのか、疑問は多岐に及ぶ。

なお、直接養成にかかわることではないが、「主婦之友」1925年年3月号に掲載された婦人職業相談欄の質問と回答に注目しておきたい。『地方の小都市の髪結の方からの質問』よく新聞に美容や美髪の短期講習の広告を見ますが、いきなり上京するのは危険でしょうか？ 【回答】仰せの通りかなり危険です。やはり一流の店なり、人の催しのものでないといけません。

このように現代の振り込め詐欺のようなお金だけ取られる場合と異なり一最近は殺人事件の事例もあり、凶悪化しているが一身の危険もあるかもしれないということの意味していることを、考慮しなければならないと考える。したがって男性の場合とは異なり、女性が学ぶという行為には、様々乗り越えなければならない問題があることを踏まえて考察をしてゆきたい。

なお明治期は女髪結、大正期には女髪結、美髪師、美容師などと言われ、昭和期に入り美容師という名称が定着し始めたと考えられる。これを明確化した論文はないが筆者は、結髪技術に基づく日本髪と束髪を施術する人々を「女髪結」、対して明治以降欧米から入ってきた今日のエステの原型である美顔術とウェーブ形成技術などにより西洋髪型の施術のできる一群の人々を「美容師」と分けて考えた。ただし新聞雑誌などの表現は、原文のまま変えないことにする。

本稿において制度としているのは、明治以降戦前期に女髪結、美容師そして理髪師に対して、衛生管理を義務付けた各道府県において定められた規則を示している。1899年理髪師を対象として京都府が最初で、翌年山口県で女髪結も対象となり全国に定められていった。その後開業における届出事項が厳密化し認可制となり、加えて衛生管理の内容がより詳細となった。そこで試験制度に養成校認定基準などが加わった。各道府県で一部共有されないながらも、ほぼ全国で通用するという意味で、その規則名の理髪営業取締規則から本稿では、戦後の美容師養成制度及び理容師養成制度に対して理髪制度とする。

1. 研究方法

史料として「朝日新聞」¹、「読売新聞」²および戦前期女性4大雑誌³といわれた「婦人画報」「婦人公論」「婦人倶楽部」「主婦の友」を考えた。新聞記事は、女髪結と美容師にかかわる記事と理髪制度と理髪試験を中心に該当する記事を検索した。なおここでは量的な把握はせず該当する記事をすべて蒐集し本文に記載した。雑誌記事は4大雑誌の記事をテーマごとに修正した岩見照代監修の「『婦人雑誌』がつくる大正・昭和の女性像」を使

い、女髪結と美容師の中の該当記事を集めた。

このような雑誌。新聞等の記事を参考にした例としては、高橋晴子⁴の「近代日本の身装文化」三元社 2005 と同じ著者で「年表近代日本の身装文化」⁵がある。これはいわば、明治以降の日本のファッションを、雑誌と新聞記事及びその他文献から、主に写真に加え文章も蒐集した結果で、その変容過程を膨大なデータから解析し、どのように受け入れられたのかを明らかにしたものである。本論ではファッションについて論じる訳ではないので、画像分析はしないが、蒐集した記事を本テーマに即し分類整理した結果から判断する。

2. 戦前期の女髪結及び美容師にかかわる法令の整理と養成校の設立状況

調査に先立ち女髪結及び理髪師にかかわる出来事を表1の年表に、まとめておくことにする。

表. 1 大枠でとらえた女髪結と理髪師にかかわる出来事と理髪制度

年代	女髪結と美容師	理髪師(理容師)	日本の政治・経済など
江戸期	奢侈禁令により手鎖(幕府に認められず) 営業形態は「自宅営業」か「(外)廻り」で店舗営業はなし	株仲間も存在するが、露天営業も多く、奉行所の下役することで摘発免除 幕末、断髪(の風) 確認	1859 横浜・長崎・函館を開港(外国船に理髪室認める)
明治初期	禁令はなかったが、営業形態は同じ	1869(M2) 横浜に西洋理髪床開業(小倉虎吉)	1868(M1) 明治維新
1870(M3)	穢多非人等ノ称被廢候条(解放令)	解放令	平民委苗字許す
1871(M4)		断髪令	廢藩置県
1873(M6)	違式誹違条例 女子断髪禁止		徴兵令、地租改正
1879(M12)			コレラ死者 105786 人 教育令制定=各種学校
1881(M14)			14年の政変
1884(M17)		刈込機器輸入(バリカン)	鹿鳴館時代始まる 秩父事件
1885(M18)	婦人束髪会結成(日本髪を不便・不衛生・不経済と否定)渡辺鼎, 石川映作らが運動した		天津条約、内閣制度制定
1886(M19)			日本薬局方 薬の基準 コレラ死者 108045 人
1887(M20)	束髪(の)流行(髪型の簡素化)		保安条例公布
1889(M22)			大日本帝国憲法公布
1890(M23)			第一帝国議会招集
1894(M27)			日清戦争 94~95 年
1895(M28)			コレラ死者 40145 人
1897(M30)	伝染病予防法公布	伝染病予防法公布	治安警察法公布
1899(M32)		京都府理髪舗営業取締規則 (理髪のみ)	実業学校令, 私立学校令 日英通称航海条約発効
1900(M33)	山口県理髪営業取締規則含女髪結	山口県規則	治安警察法公布
1901(M34)	東京府警視庁 理髪営業取締規則 京都府規則改正 結髪加える	東京府規則左に同じ	禿頭病蔓延(円形脱毛症)
1904(M37)	規則中 理髪業組合設置と加入義務化(東京府)	左に同じ(衛生組合に準ず)	日露戦争~05 年
1905(M38)	理容館開業(遠藤波津子が京橋に開業) 美顔術を含む 東京美容院開業(北原美顔術)		日本海海戦 ポーツマス条約 結核死者 9571 人

技術教育学の探究
第23号 2021年7月

1906 (M39)	生理衛生に関する講習, 女髪結も対象となる(大日本美髪会)	大日本美髪会発足(理髪業界の近代化)	鉄道公有法公布 満鉄設立
1908 (M41)		講習所として大日本理髪学校 教科を作る	移民に関する日米紳士協定
1909 (M42)	秋田県規則風俗規定追加	秋田規則風俗規定	伊藤博文暗殺
1910 (M43)	千葉県規則風俗に公安加える	千葉規則同じ 明治理髪学校(東京) 大阪理髪学校設立	結核死者 112081 人 大逆事件、韓国併合
1911 (M44)		支那人理髪師の脅威請願	工場法公布 平塚雷鳥ら青踏社結成
1913 (T2)	巴里院開業(マリー・ルウキズ)、同時に巴里院講習所設立=講習所(洋髪技術) 東京女子美髪学校設立=各種学校		大正政変
1914 (T3)	日本女子美髪学校(東京) 大阪女子美髪学校(大阪)		第一次大戦 14-18 年
1916 (T5)	東京婦人結髪組合事務所設置	統一試験の請願 37	憲政会結成
1917 (T6)		国会請願 39	石井・ランシング協定
1918 (T7)		大阪府理髪試験公布 国会請願 40	スペイン風邪上陸8月 翌年7月死者 257, 363 人 シベリア出兵, 米騒動
1919 (T8)		大阪府理髪試験実施 国会請願 41	結核予防法 スペイン風邪 8 月翌年 7 月死者 127, 666 人
1920 (T9)			実業学校令公布
1921 (T10)	日本女子美容術学校(東京)		職業学校規程公布 スペイン風邪患者 2380 万人, 死者約 39 万人
1922 (T11)	女性の断髪確認(モダンガール) 大阪美髪女学校乙種実業学校		ワシントン海軍軍縮条約調印, 全国水平社創立
1923 (T12)	大阪府結髪試験実施(無試験制度) 丸の内美容院開業(山野千枝子) パーマネット・ウェーブ機神戸上陸	国会請願 46	関東大震災 虎ノ門事件
1925 (T14)	東京婦人美容協会設立(美容師と美顔術師)		治安維持法公布 普通選挙法公布
1926 (T15)		国会請願 51	
1927 (S2)		大日本理髪学校(東京)	金融恐慌起こる
1928 (S3)	社団法人 大日本婦人美容協会 内務省認可		済南事変、張作霖爆殺
1929 (S4)	日仏女子整容学校	規則統一の請願 56	田中内閣総辞職
1930 (S5)	東京府試験実施(無試験制度、実技試験なし、S10の改正では実地修練5年で開業認可となった)	東京府試験 東京理容学校	金輸出解禁 ロンドン海軍軍縮条約調印
1931 (S6)	日本女子美髪学校乙種実業学校 日仏女子整容学校甲種実業学校 広島美容女学校乙種実業学校 中国女子美容学校乙種実業学校	東京美容学校(学科のみの教授、受験が目的とも考えられる)	三月事件 満州事変起きる 十月事件 国際連盟満州撤兵の対

	東京市立浅草実践女学校美容術科 (実業補習学校)		日勸告案を可決 関東軍チチハル占領
1932(S7)	東京府規則改正受験資格詳細化	国会請願 62、63	満州国建国宣言 五・一五事件
1933(S8)		国会請願 64	国際連盟脱退
1935(S10)	東京市立浅草実践女学校専攻科甲種 実業学校 国産パーマ機特許出願	国会請願 67	天皇機関説 永田鉄山斬殺 湯川秀樹中間子論
1936(S11)	大阪市立境川実業学校美容結髪科 名古屋市立中ノ町実業学校美容結髪科		二・二六事件 日独防共協定成立
1937(S12)	この頃パーマが急速に普及(国産機器) 「パーマメントをやめましょう」国民精神総動員中央連盟の標語	国会請願 70	盧溝橋事件 日独伊防共協定成立 南京事変
1938(S13)	警視庁「パーマはわが国の美俗に反する」としてパーマ業者の新設移転禁止		国家総動員法 張鼓峰事変
1940(S15)	警視庁衛生部パーマ自粛を厳達	国会請願 75	近衛文麿新体制推進
1941(S16)	パーマの自粛規制(陸軍省情報部)		太平洋戦争開始
1944(S19)		国会請願 84	レイテ沖海戦

- 1 規則については2011年から2018年に全国調査を行い、その結果は、2017年産業教育学会第58回大会において発表している。
- 2 養成校については、東京府の場合は東京都公文書館に設立認可届が存在するが、その他の道府県では大阪、神戸、京都、神奈川に関しては、記録が戦災および疎開などの状況において失われている。なお、大阪府の理髪営業取締規則中の指定校の条項で認可された養成校のリストだけは存在し、大阪府公文書館に保存されているが、内容は不明。
- 3 大阪市と名古屋市に関しては、それぞれの市の公報にこれらの市立学校の概要が記載されている。
- 4 実業学校認可の学校は、文部省実務学務局が1924年から1942年まで発行した「実業学校一覧」に掲載されているが、これはリストで内容は不明。上記の表に実業学校と記載した以外の養成校は、各種学校。
- 5 東京府に設立された美容学校は、美顔術専門校と公立実業学校を含め戦前期には16校存在した。これに対して理容学校は4校であった。この差がなんであるのか不明だが、女髪結のニーズが高かったことは確かだ。
- 6 国会への請願は、大日本美髪会が中心となって行っており、その記録は帝国議会会議録検索システムによる。<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/result> 2021/6/1 検索。請願の次の数字は、帝国議会衆議院の回数。

3 新聞雑誌記事から検索する内容と目的

理髪制度は、1899年京都府を最初に、女髪結が翌年山口県の規則において条文に記載され、その後各道府県に制定されていった(表1)。表1を見るとコレラの死者が目立つが、日本の衛生行政はコレラ対策を出発点として制定され⁶、さらに薬品の基準を定めた日本薬局方や感染症予防に関する規定となる伝染病予防法が制定されたのち、女髪結と理髪師に対する業務上守らなければならない伝染病予防のための規定である理髪営業取締規則が定められた。京都は特に維新後天皇の東京への行幸後、街が疲弊したところへ貧民が流入し、彼らの住む場所が伝染病蔓延の温床となった⁷。このためインフラ整備が喫緊の課題となった事を背景に、いち早く理髪規則が制定された。

その後規則の整備が進んだが、営業者に感染症罹患者のいるなどの規則違反、さらなる感染症(スペイン風邪)の流行などの問題に直面し1918年大阪府は試験制度⁸を採用した。業界側では、中国人理髪人の進出問題や理髪人の意識の低さという問題に直面し、試験制度の導入を請願したといった見方も存在する。

この試験制度採用により営業許可が付与されることになったが、養成校の扱い方や他府県との関係など規則の条項が急激に増加し⁹内容が複雑化した。当時の女髪結と理髪師にとってだけでなく、筆者自身が読んでも当時の規則を理解する事が難しくなったと言える。したがって、規則内容を見直してその統一をすることが重要な課題になったと考える。

以上のような観点から以下の問題点を中心に新聞雑誌記事から情報を蒐集し、公文書から得られた知見を裏付けるための周辺情報を得たいと考える。

- ① 制度の制定—衛生問題と規則違反及び営業者の統計—・・・店舗の不潔さや消毒を怠っていることなどの投書を始め、事件となり摘発された報道、消毒法などの紹介をする記事。なお京都府の試験導入に関しては、明治期に京都府医師会が出版した「京都医事衛生誌」及び大日本私立衛生会が出版した「大日本私立衛生会雑誌」などの公衆衛生専門雑誌に規則に関する記述があり、ここで調査はしない。
- ② 業界の動き・・・特に組織化された団体の存在とその動向。
- ③ 養成校に関する情報・・・養成校設立の情報や、その他養成校に関する情報。
- ④ 婦人職業案内・職業紹介欄—仕事の内容、収入、修業、一・・・女性の職業として女髪結と美容師の情報の存在を確認する
- ⑤ 理髪関係伝染病・・・皮膚病と呼吸器系伝染病に関する情報。
- ⑥ 髪型の流行、美容術など・・・技術の紹介や新店舗に関する情報及び髪型に関する情報。
- ⑦ その他女髪結・美容師を取り巻く問題。

4. 調査結果

- ① 制度の制定—衛生問題と規則違反及び営業者の統計—
 - ・1876年10月19日読売「寄書」作業中の会話で理髪師の唾はかかり、顔そり時外見すること危険だ。
 - ・1879年9月22日読売「東京府録事」府税を課せる者理髪床、郡役所に届出て鑑札を受けて下さい
 - ・1885年11月13日読売「寄書 一理髪店の改良を望む—」我々賤業を克服し、床屋の品位を上等なものにして理髪業は精密なりというに至らしめることが緊要なり
 - ・1899年7月27日読売「牛込の理髪業者の改良」理髪営業人の不注意より病毒の蔓延を引き起こす恐れがあることは、世人の知ることとなった。そこで牛込区内の理髪師が集い、衛生管理の方法を協議した。
 - ・同 8月23日東京朝日「牛込区内の理髪業者へ懇諭」消毒作業等の方法につき苦情多数。よって坂口警察署長は理髪業者を集め、懇切なる説諭を加え一同了解の運びとなった。
 - ・同 9月20日読売新聞。「東京理髪業組合」府下の理髪業1600余人ありて増加傾向。なお一層取締の必要あり。規約（警視庁告諭で理髪業組合中二加ウベキ事項として、器具消毒実行行方の通達）違反者には違約金を課す。また新規営業には組合加入金を課す。なお外国の理髪店に雇われるときは(以後略)とあり、この頃外国人の経営する理髪店があったことがわかる
 - ・同 9月21日読売「理髪業者取締について」理髪業と伝染病密接な関係あり。今回組合の規約中に伝染病予防法及び罰則等を加えた旨、営業者を招集し、警視庁大浦総監より訓示した
 - ・同 9月22日読売【投書】市中の理髪店は器具等消毒しているが女髪結せず、早く消毒してほしい
 - ・同 10月22日東京朝日「理髪業者の招集」警視庁において主なる理髪営業者数10名を招集し、衛生思想の普及のための講習会を催した。
 - ・同 10月30日東京朝日「理髪業者の消毒実施」警視庁、市内理髪業者の組合設立を諭達、これにより各区に事務所を設け各店には器具の消毒洗浄等にかかる衛生注意を掲示することとなった。
 - ・同 11月5日読売「消毒法教示」本庁は郡部各警察衛生主任を招集し消毒及び薬品の使用法を教示
 - ・1900年2月1日東京朝日「理髪業者頭取の召還」消毒の不励行でより規約を厳格化し実施せよと指導。
 - ・同 2月10日東京朝日「理髪店の消毒法励行」一部業者で消毒液を並べて陳列はするが、消毒を励行せずものあり、ゆえに業者を招集し説諭した。
 - ・同 8月30日読売「女髪結の取締」理髪には消毒の義務付けをし、取締を厳重にした。女髪結には届出をさせ、消毒法を励行させることとした。

- ・ 同 10月30日読売「女髪結の取締」女髪結も、理髪同様に届出と取締法の励行を義務付ける
- ・ 1901年2月7日東京朝日「禿頭病の流行」昨年は千葉で今年は大阪で流行。理髪髪結所での注意点
- ・ 同 2月27日読売新聞。「理髪衛生取締規則出づべし」禿頭病流行の今日、営業場所の消毒怠るもの多く取締規則の制定とその違反に対し科料申し付ける旨の内容を公表。しかし女髪結のように出張しての営業に対しての取り締まりは難しいのではないか。
- ・ 同 2月12日読売「理髪店の消毒履行」禿頭病大阪、千葉で流行あり。消毒励行を促す
- ・ 同 3月7日読売「理髪営業取締規則発布」女髪結も含めた法令を発布。
- ・ 同 3月7日東京朝日「内国電報」禿頭病流行につき理髪人取締規則発布
- ・ 同 3月27日読売「理髪師の営業停止」消毒の実行を怠ること多し、警視庁は講習を開始。またマスク着用も義務付けた。
- ・ 1903年10月23日読売「理髪店の違反続発」嚴重取締の結果、違反者多数で告発。
- ・ 1906年5月12日読売「耳と目の掃除処」神田表神保町の明石楼という理髪所で中国が目と耳の掃除を始めて大好評。横浜の店に加え新たに錦町の理髪店でもやるようになった。耳目の掃除は伝染病感染の恐れありとして、後に「客の求めにあらざれば、施術してはならぬ」という条文によってほぼ禁止される。
- ・ 同 7月31日読売「理髪業の改善計画」同業有志が消毒の励行を怠らない方法を検討中。
- ・ 1908年8月30日東京朝日。「理髪業者の昨今」規則発布以来8年で消毒実行している店は少ない。それは消毒液の臭いが強く客も迷惑するというので、組合—そもそも3500軒以上ある床屋の取り締まりは不可能で、法令により設立された組合は消毒を遵守させるための組織—で臭気の少ないものに決定したが、これを知らない巡視の巡査により元の消毒薬に変えさせられた。この問題を警視總監に陳情した。
- ・ 1911年8月29日東京朝日「女髪結の数」全市で6339人(理髪3043人)、郡部で1307(1356人)
- ・ 同 7月22日東京朝日「女髪結の数」全市で6818人(理髪3314人)増加中、人口増加によるものか
- ・ 1916年3月27日東京朝日「理髪業者のために保護法が必要」
- ・ 1918年1月27日読売「女髪結に訓示」浅草象潟署で衛生管理を怠る事業所が多いということを受け、女髪結(460名)を集めて消毒に関する講習を行うと発表。
- ・ 同 10月26日読売「床屋で耳を切られて」身の上相談蘭、告訴したいが、大した傷でなかったらやめなさいと回答。
- ・ 1926年12月15日東京朝日【投書】「理髪師検定」試験制度採用県は大阪・広島・熊本・鳥取・島根など数県に過ぎず。国民保険の為、理髪師の資質向上のためにも全国で試験制度採用を求む。
- ・ 1927年10月23日東京朝日「理髪業者取締規則—内務省衛生局で検討中—」理髪者の取締は各府県で行われ、しかも試験制度もまたバラバラで互換性がなく、この不便不統一を解消して内務省令として制定する旨の案がある。
- ・ 同 6月15日東京朝日「床屋髪結の商売が面倒に—美顔術師も一まとめにして新しい取締規則—」
- ・ 同 9月28日東京朝日「不潔な理髪、髪結」大森、大崎、蒲田、品川各署で一斉検査の結果発表
- ・ 1928年8月10日読売「美容術師にも試験制度—内務省案に対し明日同業者会—」試験制度の採用は一部で、衛生管理がいい加減な者が続出しており、内務省は全国統一の規則及び試験制度の案を提出した
- ・ 同 8月17日読売「美容術試験に市内8つの美容学校が無試験検定請願」内務省の立案した取締規則が発表されたが、これによると開業試験の実施が行われるという。試験は難易度が高くなるということ、無試験規定もないという話で、学校にとっては大変な脅威となることなので話し合いを持ち、卒業生には無試験で開業資格を付与するように請願することにした。
- ・ 同 9月29日読売「美容術取締令 来月発布—早くも試験準備をする会—」内務省の美容術者取締令は来月発布予定で試験も実施される。これに対して早くも受験講習実施に踏み切る組合も出てきた。⇒内務省案は可決されるが、内閣総辞職のあおりを受けて廃案になった。
- ・ 1929年8月10日読売新聞「美容院の内情を嚴重調査—取締規則がないことにへんな内職が流行」警視庁保安部は、美容等の業種以外の例えば、人材斡旋業や風壊行為をさせて周旋料を取っていたなどの事例があり、これを機会に不良美容術師を一掃すべく意気込んでいる
- ・ 1930年6月22日読売「髪床屋さんに試験7月10日から新庁令を実施—女髪結も同様に—」規則改正し試験制度を採用。不良美容術師は警視庁より解雇命令を発することができるようになった。なお府内の営業者数美容9522軒(理容8304軒)、従業員数4244名(理容12056人)。
- ・ 同 8月20日読売「美の尖端を行く者ビクビクで大車輪」警視庁吉田衛生課長語る。美容術営業者は

衛生思想を無視しているものが多いという非難が高い。受験者は素養のある人は少ないので苦痛だと思うが、衛生思想の普及はお互いのためだからやむを得ない。

- ・ 同 9月15日読売「理髪師の卵連一難問題に大苦みー」第一回試験実施、受験者数美容930名、理容1700名。
- ・ 同 9月27日東京朝日「ここにも試験地獄—楽じゃない美容術試験—」受験者、男子1788人、女子867人、男子理髪合格者305人(合格率17.7%)、女子の髪結合格者172人(18.9%)、美顔術合格者282人、なお結髪合格者に山崎晴弘(東京婦人美髪学校校長)、と富田惣松の二人の男子あり。
- ・ 1932年3月2日東京朝日「美容院に強いお目玉—いっせいで違反多数」市内外に美容室約一万八千軒あり。最近店舗の消毒不履行の当初あり。主な美容室への立ち入り検査実施し違反に対して嚴重注意
- ・ 同 11月5日読売「爪磨き、美毛術師になるも試験が要る」規則改定し、新たに美爪、美毛が追加
- ・ 1933年8月30日東京朝日「他府県での開業届出主義に」内務省は取得した資格は他府県でも通用するようと規則改正をした。
- ・ 1935年7月3日読売「新規則を前に反対の叫び—全市の理髪屋さん」自由組合制に反対。
- ・ 1935年読売新聞「街頭で肅髪説法」髪型を肅髪つまり慎ましいものにしろという意味で、当時隆盛を極めたパーマメントは当局の指導により廃止となった。これ以外には華美な化粧や髪飾り、美容師の広告など一切禁止。

② 業界の動き

- ・ 1887年12月25日読売「理髪職の苦情」組合規約の定価を守らない店主を告発。
- ・ 1899年9月20日読売「東京理髪組合」府下の理髪業者目下千六百余人あまりさらに増加傾向、その規約を守らぬ者がおり違約金をとることにする。なお外国の理髪店がある事が読み取れる。
- ・ 1901年2月19日東京朝日「婦人理髪店と理髪組合の紛議」婦人理髪店繁盛で、近辺の理髪店影響大。組合は女性店主を告訴。
- ・ 1908年8月31日東京朝日「昨今の理髪業」15区5群を通じた理髪業の大組合成立。高等床も誕生し、消毒も床屋自身が励行。しかし大日本美髪会が組合が消毒薬を売りつけていると問題視している。東京の組合地組織とは別の、全国組織の美髪会があることが分かる。
- ・ 同 9月1日東京朝日「昨今の理髪業 続き」刈り方と美顔術を説明、美顔術を東京でも素人が始め、理髪店も習いやったが競争力が低い。横浜では芝山(兼太郎)以前から施術していたと報道。
- ・ 同 9月13日東京朝日「兄連の気炎」帝国理髪業組合の総会開催。先日の警察の矛盾した取り締まりが再び起これば、当局に撤回を迫る覚悟があることを決議した。
- ・ 1914年6月18日読売「理髪は衛生思想の繁栄」大日本理髪師大会を開催し千五百名立錫の余地ないほど盛況だと報告。内務省栗本医務局長の講話あり「理髪は、人の美容を整える仕事で重要だから、大いに自重して衛生上の注意を払うことを期待する」と
- ・ 1916年2月2日読売「結髪組合の成立」府内結髪業者統合の組織「婦人結髪組合事務所」設置。
- ・ 同 8月15日読売「髪結さん競技の相談」歌舞伎座にて東京市有志婦人美髪師競技大会開催。
- ・ 同 9月17日読売「東西髪結さん方の握手」東京婦人美髪組合と大阪美髪連組合員が名刺交換会。上野精養軒にて。
- ・ 1925年3月22日読売「青山会館落成記念春季美髪大会プログラム」青山婦人美髪組合主催。
- ・ 同 12月15日東京朝日「美容術師の組合」協同一致美粧会の進歩発達を期すとして、マリールイズや遠藤波津子ら美容術師200名、東京婦人美容協会。これに対して女髪結(美髪師)の組合もあると指摘。
- ・ 1926年2月17日東京朝日「床屋さんの改善運動」東京全市の床屋さんと髪結さんの組合の幹部340余名あつまり、全国的運動を起こす旨協議。規則統一運動
- ・ 1928年4月6日東京朝日「全国から集まり床屋さんが決議—取締規則統一の運動」東京理髪連組合主催の全国理髪業者大会が開催され、大正3年以來3回開いてきたが未だ成立ならず。
同 8月5日東京朝日「婦人美容師が社団法人」社団法人 大日本婦人美容協会、内務省認可あり。
同 9月19日読売「創立された美容協会」衛生知識の普及宣伝・美容師の養成・技術の向上の為
- ・ 1943年12月17日読売「職場転進完了 大半は航空機工場—男子就業禁止猶予あと一か月」男子理髪師対象者は三千人ほど。

③ 養成校に関する情報

- ・1892年2月25日読売「女子剪髪職」慈善会育児院にて容貌の能からぬ縁遠き女子に、剪髪の業を習得せしめ、天晴自治の道を立てんととの説あり。男子より女子の方が巧緻で繊手。下谷辺で稽古を始めた。
- ・1907年12月31日東京朝日「生活難十八 女髪結」髪結修行、十六、七から三年の年期で師匠につく。二、三か月は雑用、その後梳手、一年半も経つと夜中に女中たちの頭を結いに行く。年が明けるとお礼奉公、半年から一年で客を分けてもらい—必ずしも分けてもらえるわけではないが—独立する。
- ・1908年1月21日東京朝日「理髪師の学校—日本始まりての特殊教育、その教育は高等で簡易—」全国の同業者の現況を視るに、彼らの多くは、品性劣等なるに加えて、技術の上にもなお、大いに改良を要するもの少なからず。医学得業(学問技芸などで所定の課程を学び終えること)師と比肩す。理髪学校は、欧米諸国にすでに在り珍しくもない。同種の学校はニューヨーク市にありてモール氏¹⁰を校長とせるモール学校¹¹は、米国各所に分校あり。学校で特殊専門の学業(病理、衛生、細菌学など)を習得せる者にあらざれば雇使せざるがゆえに品性において大いに立ち優れる。教育は、午前中学科(病理、衛生、細菌の学理)午後は店舗にて実習。なおこの大日本理髪学校は、この時点では講習所として開所し、昭和2年に東京府で各種学校として認可されている。
- ・1910年3月9日東京朝日「理髪師の学校」明治理髪学校4月開校。尋常小卒14歳以上就業期間4か年、化粧品科学から生理衛生、英語、掃除、消毒法などを学ぶ。
- ・1913年4月24日都新聞「髪結の学校」東京女子美髪学校は、新橋名代の女髪結関口文子らが発起人となって発足したとあり。
- ・同 東京朝日「女子美髪学校」開校。
- ・同 9月12日読売新聞「女髪結の学校—高等髪結をこしらえるそうな」従来我が国における女髪結の多くが、ほとんど普通の教育もなく、品性もすこぶる劣悪なるよりこれが矯正の必要あり、また稼業に必須なる衛生消毒法などの知識を与えあわせて、美顔術を教えおくも刻下の急務なり。
- ・1915年5月13日読売新聞「髪結の競技」神田表猿楽町の日本女子美髪学校開校式の余興として髪結競技実施。
- ・同 8月11日読売「奥様髪結」平井リカさんの夫は病死。女子美卒業後教員、何気なく知った東京女子美髪学校へ進学し髪結となり、現在弟妹11人を養っている。髪結となりこの職が賤しいものと思っていたが実は働いている人たちの人格が劣っていることで賤しいと思われる気が付きいまは頑張ってます。
- ・同 4月13日読売「時代的な婦人の職業と九段美粧院教習所」短期間(3か月)で美容技術を習得し、婦人の経済的独立を得ることを目的に設立しました。
- ・1916年5月17日読売「女子美髪競技会」私立日本女子美髪学校卒業競技会開催。
- ・1918年7月29日大阪朝日「理髪業者を試験し」衛生知識、教育機関、徒弟の品性の向上を目指す為。
- ・1919年12月1日読売「化粧法を研究してマリールウイズ嬢帰る」パリの化粧法服装がどう変わったか。
- ・1919年7月14日東京朝日「真剣の内職探し」近頃美髪学校に通う生徒の半数は中流の主婦。生活の圧迫から少しでも逃れるためという。三か月もすると一人前になるとある。
- ・同 7月24日読売「東髪衛生の講習会」東京婦人高等美髪学校山崎清吉ら主催。日本髪は結ってから3、4日過ぎると不潔になる。そこで今回考案の東髪素早い結び方手入れ法、似合う髪型など伝授。吉田才一、小口みち子などが講師だと紹介。
- ・1926年3月27日読売「ただで花嫁の着付け - 貧しい人にしてやる」東京女子美髪学校のボラ活動紹介。
- ・1928年2月16日読売「美髪学校めぐり」3ヶ月で日本髪、洋髪、着付け、美顔術など通信教育で学べる。
- ・同 8月婦人画報「速成美容師の失敗」『美容院の喜劇悲劇』近頃流行の3か月先生(美容学校3ヶ月コース終了のこと)が髪を鑊で焦がした話。速成養成の問題を指摘。
- ・同 8月17日読売「美容師試験に市内八つの美容学校が無試験検定請願」
- ・1930年10月26日読売「床屋さん髪結さんの学校」市当局が修業年限1年の実業補習学校に、来年度に理髪と結髪の専攻を設ける。皆勤斡旋所などが養成に乗り出す。
- ・1943年東京朝日「女床屋さん大量養成」都下に理髪所は八千軒で女子理髪師七千人、男子一万五千人だがこのうちで禁止令対象は七千名でこれを養成する必要がある。

- ④ 婦人職業案内・職業紹介欄—仕事の内容、収入、修業、—
- ・1879年4月19日読売「新規西洋床開店」夫婦でやっている理髪店へ行ったレポート。
 - ・1897年林怒哉「女髪結ひ」『婦人職業案内』文学同志会、緒言に、今日女子の職業は、女子の独立を意味するとある。腕の相違もあるが、婦人の仕事として生活の道を立てられる。相当修行をしなければ一人前にならず、それなりの師匠を求めて弟子入りが得策(49-50)。
 - ・1901年2月19日東京朝日「婦人理髪店と理髪組合の紛議」婦人理髪店繁盛で、近辺の理髪店影響大。組合は女性店主を告訴。
 - ・1905年木下祥真「理髪」『女子の新職業』内外出版社、婦人理髪者はこの頃社会で生じた新現象と紹介している。女髪結はその数や収入を見て東京では一大勢力になりつつある。修業は弟子入りで5年から7年の年季。規則を理髪とし理容と美容も含まれていることで、理髪と言っている(54-60)。
 - ・同 近藤正一「女子職業案内」博文館ここに女髪結の記述はないが、p.20に女子が仕事に就くことは大変賤しんだし、女子が働くのは全く貧家の子のみであった。それに女子の職業が、女髪結とか、刺繍とか、女按摩、遊芸の師匠位で極めて範囲も狭く、又職業の品等も下劣であった。今は女子の仕事の範囲も広がり品等も上がり、職種は教師、看護婦、医師、写真師、事務員などを紹介し、無業の女子を卑しむようになったことは、驚くべきことと言っている(20-27)
 - ・1913年嶋田坦「美容術師」『現代女子の職業と其活用』成蹊堂、美容術は主に顔貌を美ならしむる。施術者は男子が多く、客も男子が多い。医学的薬学的知識が必要であるため、女子はこの職に適任ではないというが、女子で数学や化学の教員もいる現在、事務的才能や社交的手腕などもあれば決して不適任であるとは言えません。⇒女髪結が、美容術師や美容師となる前提には、衛生管理や医学的薬学的知識が必要となったことがあると考えられる(146-151)。
 - ・1915年2月5日読売新聞「婦人の職業—勢力のある髪結—」束髪の流れや不景気で髪結商売は大打撃だがその勢力は衰えておらず、相当の生活もしている。最近では学校もでき学歴のある人が学んでいるが、理屈で技術は磨けない。手の仕事で熟練を要するゆえ、昔風に仕込まれた髪結が勝利している。
 - ・1916年春陽生識「美容学校と女髪結」『自活のできる女子の職業』洋光者出版。昔は下等な者、今は高収入が得られる。学校の教授法が記載されている(96-100)。
 - ・1920年1月12日読売新聞「婦人理髪師の収入調べ」昔髪結さんは卑しめられたものですが、今は婦人職業の中で最も収入の多い職業となっています。
 - ・1924年3月婦人倶楽部。「将来益々発展望みある美容術師」『職業婦人就職案内・収入調べ』高収入を得られるが、化学的知識や芸術的センスが必要で誰でもできるわけではない。十分完備した教育機関はないので、現場で修業するのが得策。
 - ・同 4月主婦の友、「婦人結髪師」『現代の婦人職業と就職案内』女髪結と軽蔑したのは昔のこと、収入が多く、結髪師になるには学校もあります。やはり内弟子に入り修行した方が技量はあります。
 - ・1925年12月2日読売「新時代の流行職業 美容術師」月収百円になる婦人もいる。女学校卒業程度の人が多く手先が器用でなければ務まらない。なるには学校に入るよりも2-3年見習いに入るべし。
 - ・1926年4月16日読売「時代的な婦人雄職業と一九段美粧院教習所」短期間で和様結髪美粧を習得と紹介。
 - ・1928年8月20日読売「近代婦人の職業として名も美しい美容術師」=美顔術のこと。
 - ・同 11月5日読売「華やかで手堅く収入の多い職業—真に職業婦人の女王—」弟子入りか学校か？独立すれば腕次第、人に雇われて最高月二百円。
 - ・同 12月婦人倶楽部、「髪結と美容術師」『職業婦人のお給金総まくり』昔から女商売の稼ぎ頭は女髪結とされてきた。今は女髪結より洋髪を扱う美容術師に分がある。近頃流行の2-3ヶ月速成の美髪師美容術師は、学校卒業しただけでは役に立たず、さらに実地修練が必要。
 - ・1929年2月16日読売「美髪学校めぐり 男がうらやむ程の美髪師の持て方」東京整容学院紹介。
 - ・1930年2月号婦人画報「名人日本髪結髪苦心談」大沢たけ、伊賀とら(子どもの時から髪いじりが好きで何時の間にか髪結になった)、妹尾やす子(中年になってから髪結になったのでいたずら半分人の髪をいじっておりました)、伊藤つね子、高木きく(見て覚えて髪結に)、棚瀬いね(親もなく器量も悪いので髪結に)、芝野あき。インタビュー記事で7人中3人が、無修行で髪結となったことが分かる。
 - ・1932年4月18日読売「美容院華やかな時代」女性の髪が長いときは、ある程度自分で何とかしたが、短くなり、自分ではできず不経済になった・

- ・1933年3月6日東京朝日「第二放送少年少女職業指導講座 理容師・美容師になるには 荘司岩三郎」理髪師は昔腕一本で世渡りできた商売でしたが、今日では公衆の保健衛生と緻密な関係を持ち試験制度の時代となり、医学的技術を必要とするようになった
- ・1934年2月主婦之友、「美容師」『収入と支出から見た婦人の職業案内』収入が割合多くて、しかも上品な婦人職業として、志望者が非常に多い。特殊な専門技術なので専門家の内弟子になるか美容学校(就学年限大抵1年)で学ぶかして、開業には試験を受けなければならない。学校を出ても技術ができなければ収入は低い。したがって技術さえできれば収入は得られる。
- ・1943年11月29日読売「女理髪師一産業戦士へ散髪の奉仕」戦中で女性の理髪師の活躍を報道。

⑤ 理髪関係伝染病

- ・1901年2月7日東京朝日「禿頭病の流行の兆」昨年は千葉で今年は大阪で流行。理髪・髪結所での注意点
 - ・同 2月11日読売「禿頭病の話」禿頭病の原因は、ばい菌だと明記
 - ・同 2月19日読売「禿頭病の患者の数」
 - ・同 2月12日読売「理髪店の消毒履行」禿頭病大阪、千葉で流行あり。消毒履行を促す
 - ・同 2月20日東京朝日「禿頭病の蔓延」
 - ・同 2月22日東京朝日「各地の禿頭病」
26日読売、27日読売「禿頭病は衛生の忠臣」、31日以上読売に禿頭病の流行記事。
 - ・同 3月1日「禿頭病」
4日朝日、8日朝日、11日朝日、14日朝日以上東京朝日に禿頭病の記事あり。
 - ・1906年6月6日読売「トラホームの話」理容店での顔剃り等により感染の危険性ありと指摘。
 - ・同 12月25日読売「理髪の注意」死者多数ある結核及び発疹チフス、猩紅熱、麻疹への注意。
 - ・同 12月26日読売「理髪上の特別注意」理髪人へ向け、結核や猩紅熱、発疹チフス、麻疹への注意。
 - ・1918年5月10日東京朝日「面白くない初日取組 今日から大相撲 花形力士も多数休場す」
 - ・同 7月17日「若松連隊の悪性感冒 連隊長重体 病院長死去」
 - ・同 10月4日東京朝日「兵士二百名病む」ここから報道増加7から14まで から162
 - ・同 10月16日東京朝日「流行性感冒猖獗」愛媛県大須町で六百人の患者、中学校と高等女学校の多数がかかり、一週間、三十九度から四十度の熱が出た。患者は十歳以上三十歳以下に多い。
 - ・同 10月24日東京朝日「風邪の為に休校」最近東京を襲った感冒はますます流行し、どの学校でも数人から数十人が休んでいる、青山師範は三分の一、女子師範は半数、小学校も続々授業休む。
 - ・同 10月25日東京朝日「世界的流行の西班牙感冒 内務省各府県に対して注意の通知を発す」横浜に寄港したシベリア丸船内に患者続出、患者に近寄るな、咳などの飛沫から感染。
 - ・同 10月27日東京朝日「警視總監の告諭流行性感冒に就いて注意」衆人雑踏や患者に近づくな、消毒。
 - ・同 11月29日東京朝日「青鉛筆」関西で流行と、森鷗外夫人が奈良の夫に風邪薬を送ったという話
 - ・同 10月30日東京朝日「西班牙感冒の為に看護婦の出払ひ 急病人があつて申し込んでも間に合わない」感冒予防校長会議 当分運動会遠足禁止
 - ・同 11月1日東京朝日「各地感冒」大阪市中の流行益々甚だしい大阪師団では、外出面会禁止。
 - ・同 11月9日読売「風邪の祟り 湯屋の大打撃」日に客6百が2百に減少し、休業か。
 - ・同 11月5日東京朝日「大阪の学校全部閉鎖 学校益々猖獗」大阪の流行はその数を激増し全市を包み尽くす。同日同誌「夫妻感冒に倒れて」大阪三井物産支店長代理夫妻死去、その孤児2名も重体。
 - ・同 11月6日東京朝日「島村抱月逝く」「京大も休校」
 - ・同 11月16日東京朝日「米国入国拒絶」スペイン風邪感染者の入国拒否。
 - ・同 12月25日東京朝日「日本で一千万人流行性感冒患者 東京だけでも10月28日から平均で毎日二百人の死亡者を出した」内務省衛生局調べ。
- 1918年5月からの感冒(スペイン風邪)の情報は、朝日156件で、読売では46件だった。
- ・1919年2月1日東京朝日「再び各府県に防疫上の通牒を発す 内務省衛生局の協議」「看護婦試験繰り上げ」
 - ・同 2月3日東京朝日「感冒猛烈 最近二週間に府下で千三百の死亡 新患者日増しに増える」
 - ・同 2月5日東京朝日「感冒の注意書 警視庁から発表」人の集まる場所、マスク(呼吸器)、うがいなど
 - ・同 2月19日東京朝日「青鉛筆」熱海は感冒避難客で温泉宿満員で、客が布団部屋まであふれている

- ・ 同 6月24日東京朝日「市営火葬建議」民間だけでは、足りないので火葬場建設する。
- ・ 同 11月6日東京朝日「恐ろしい流行性感冒 襲来の徴」
- ・ 1920年1月3日東京朝日「電車内の禁制に感冒予防の一項」警視庁福永衛生部長談「市民の衛生の自衛的觀念が乏しいのは驚くほど、マスクを着用の人は何人もいない、恐るべき伝染病の感染を放任している」
- ・ 同 1月10日読売「流感益々猖獗」大阪学級閉鎖情報、ある工場では感染者の1割以上死亡と報道。
- ・ 同 1月11日東京朝日「この恐ろしい死亡率を見よ 流感の恐怖時代襲来す」またしても全国にはびこっている、風邪除けマスク忘れるな、一刻も早く予防注射をせよ。
- ・ 同 1月16日東京朝日青鉛筆「銭湯、寄席、映画館、理髪店は流感にたたられて客がめっきり減った
- ・ 同 1月19日東京朝日「この悲劇を見よ 恐るべき流感の魔の手」一家死滅の惨憺たる事件市内至るところに発生。
「家庭に備える流感退治の薬品」マスクはどこでも品切れ続きだ。悪徳商人が粗悪品を売ったり、大幅値上げをしたりしているという」
- ・ 同 1月20日東京朝日「流感は男女とも働き盛りが死ぬ」死者千に対し、二十代から三十代が多く、外出の多い男性百十、妊娠率の高い女性で百三十、
- ・ 同 1月23日東京朝日「交通通信に大あたり、市電も電話局も、毎日五百人から六百人の欠勤者」
- ・ 同 9月28日読売「流行性感冒減少」内務省衛生局調査による。
- ・ 同 12月19日東京朝日「府下流感死亡最早百十名、益々蔓延の兆があるからみんな予防警戒せよ」
- ・ 1921年1月6日東京朝日「国を挙げて戦々恐々の春を迎えたが、幸い今年はまだその魔の手が」・東京朝日1919年122件、読売101件、1920年朝日190件読売149件、1921年朝日3月まで23件、末で37件、読売3月末21件、年度末で27件

⑥ 髪型の流行、美容術など(◎髪型、+美顔術、➤化粧・美爪術)

- ◎1885年9月29日東京朝日、「女髪結の相談会」東京に婦人束髪会が起こり、束髪問題について議論した。不便不潔交際の妨げなどと言って、日本髪を批判し束髪が提案されたが、日本髪で病気になった訳でもなく、親類と縁遠くなったこともない。ただし束髪も流行だとすれば、客の要望に応えるのが肝要だと決した。
- 1903年4月18日東京朝日「欧州に進行するコスメチック術」化粧というよりも美顔術の紹介か。
- +1906年8月28日東京朝日「最も進歩せる化粧法」美顔術か。
- + 同 11月21日東京朝日「美顔術の競争」西村龍之助により提唱された美顔術は新橋日吉町の理容館にて盛んだ。また芝山某は
- +1908年3月1日東京朝日「調髪と美顔術」横浜市の高等理髪師柴垣久太郎談、調髪にはフェイシャルマッサージつまり美顔術が伴うと述べた。
- + 同 9月1日東京朝日「流行の美顔術」『昨今の理髪業』横浜の芝山が古くからやっていたが、東京でも素人(遠藤波津子の理容館か?)が開業し盛んになる。
- + 同 10月13日読売「最新脱毛術」東京美容院紹介。
- ◎1920年11月8日読売「耳をかくす束髪」三須裕解説。髪を7・3に分け、耳を隠した髪型。
- ◎1922年10月30日読売「婦人専用の顔を剃る」理髪店に行くこと気後れするご婦人にとって朗報。
- ◎1923年1月8日読売「美容流行顧問三須裕◇流行の縮れた束髪、答えアイロンでやると。
- ◎1925年4月「婦人公論」『断髪婦人の感想』始末が楽で良いという感想が多かった。
- ◎1927年10月「婦人倶楽部」『断髪流行は良いことか悪いことか』13人(女性は2人)の著名人の意見では断髪は似合わぬ、悪風だと反対が8人、便利で軽快、能率も上がると賛成が5人であった。
- +1928年8月20日読売「近代婦人の職業として名も美しい美容術師」この場合は美顔術の事、起源は芝山兼太郎で弟子は遠藤波津子、マリー・ルイズもフランス流を伝えるとあるが、北原三千男の名はない。
- ◎1929年8月7日読売「婦人美は、どこへ行く 廿一世紀の美人の型と うつり変わる美容法のゆくえ」うつり変わりゆく髪型と服装の話題を、美容師が説明。
- 同 8月9日読売「美人床をいくらか高級にした婦人美爪師」現在のネールサロンのこと。
- ◎ 同 9月5日読売「ウェーブを大形にアイロンは軽く秋の芙蓉髷 吉田梅子」パーマでなく、アイロン。
- ◎ 同 12月23日読売「髪と帽子と断髪」断髪と言えど、手入れは必要。

- ◎1931年12月31日読売「来年こそはパーマメント時代 雨に縮れるウェーブ まだ一般的にならない 科学の力」機械の数、技術力の向上でパーマ時代到来か。
- ◎1932年1月22日東京朝日「断髪以後 パーマメント・ウェーブについて」都内にパーマ機を持つ美容院は10件あまりという。
- ◎1935年7月1日東京朝日「修練の境地あの手この手 激浪は渦巻く 両性転倒時代の髪」今やパーマ時代で、男の子は女の子のように髪を伸ばし、女の子が刈上げをする。まさに現代は「両性転倒の時代じゃ」
- ◎1936年2月13日読売「女手だけで始める 婦人専用理髪店」顔そりができることが重要。
- ◎1939年6月24日東京朝日「パーマメント落城の前夜」日本パーマメント協会と東洋パーマメント協会の両加盟店に参加する800店が合同で、自粛を申し合わせる。大日本電発理容連盟結成。
- ◎1940年8月28日読売「街頭で肅発説法」「パーマメント廃止—警視庁が自粛協調—大日本肅髪連盟の街頭運動。姿も心もきりりと引き締め、国策に協力しよう。

⑦ その他女髪結・美容師を取り巻く問題と個人紹介(束髪に関してはここにまとめた)

- ・1875年5月30日読売 寄書 その日稼ぎの者も2銭も3銭も出し結わせる、しかし上等の人でも皆は自分で結います。女の肝心の身仕舞も自分でできぬとは困るではありませんか。
- ・1877年1月26日大阪朝日「女論」収入の多い女髪結などは男と平等のような状態になり、男は肩身の狭い思うもするが、これは国家にとって良いことなのであろうか。
- ・1885年8月8日読売「束髪会」渡辺鼎・石川映作の両氏発起の衛生上、経済上よりして婦人のコテコテの頭を洗い髪のサッパリに変えんと議あり。
 - 8月18日同読売「婦人束髪会の賛成を乞」不潔。
 - 8月19日同読売「婦人束髪会の賛成を乞」不潔。
 - 8月21日同読売「婦人束髪会の賛成を乞」経済に不利。
- ・同 9月10日東京朝日「婦人束髪会の流行」関西ではまだないが関東近傍では束髪は流行している。束髪を知らないでその趣旨に反する、ただ新奇なるものを作り出していることを非難している。
- ・同 9月29日東京朝日「女髪結の相談会」東京に婦人束髪会が起り、束髪問題について議論した。不便不潔交際の妨げなどと言って、日本髪を批判し束髪が提案されたが、日本髪で病気になった訳でもなく、親類と縁遠くなったこともない。ただし束髪も流行だとすれば、客の要望に応えるのが肝要だと決した。
- ・同 10月17日読売「束髪問答」小冊子発売。
- ・同 10月23日東京朝日「束髪の事に就き婦人たちに物申す」束髪は特に害はなく、便利で精神活動を活発化し、日本の開化を促す。しかし束髪を女髪結が結えば金がかかるので、結うのは姉妹母子でもできる。しかし衛生上の問題だけは別だ。
- ・1886年7月27日読売「束髪の流行」束髪が便利だと知れ渡り、中等以上は束髪となり、西神田から駿河台辺では丸鬘島田は稀だ。
- ・1892年2月25日読売「女子剪髪職」慈善会育児院にて容貌の能からぬ縁遠き女子に、剪髪の業を習得せしめ、天晴自治の道を立てんととの説あり。男子より女子の方が巧緻で繊手。下谷辺で稽古を始めた。
- ・1903年2月18日東京朝日「髪結の虐待」東京浅草署
- ・1907年12月31日東京朝日「生活難十八 女髪結」この仕事昔は賤しいと蔑んだもので、顔が醜い売れ口の遠いものが姉妹ばかりで生活に困るとかあつてなつたが、そんな旧弊を謂うものはいない。一人前になって稼ぎが多くなると、男に引掛かかって入れ挙げたり放蕩な亭主をもって手こずったりする(髪結の亭主問題)。
- ・1909年6月28日東京朝日「女髪結となりて義子を養う」堺利彦の後妻為子は、先妻の子を養う。
- ・同 9月15日東京朝日「東京の女十七 当世女髪結振 新橋の女髪結関口文子」関口へのインタビュー
- ・1910年2月23日読売「新婦朝の女理髪師 一万円を儲けて帰る」15歳で渡米し、理髪店と、美容術、美甲術を取得し帰朝した。
- ・同 12月28日読売「歳晩のいろいろ一二 女髪結所—新橋の桑島千代方—」年末風景。
- ・1913年4月10日東京朝日「銀座界限 十一女髪結の名手揃」山城町粕谷若、宗十郎町桑島千代、伊賀虎、片桐とう、南金六町関口文子、関口町大沢竹、などの髪結名手を紹介。
- ・同 6月6日読売「女大卒業生の女髪結」磯本峰子日比谷に美粧倶楽部を開業。大阪には山下しづえ(山

本久榮のことか) がすでに美粧俱樂部を開店。

- ・1914年4月10日読売「教師より髪結へ 弟子は女子大学生」美粧俱樂部を開店した山本久榮の事。
- ・1915年8月11日読売「奥様髪結 女子美卒弟妹十一人の世話」夫君を肺炎で失い、女髪結で弟妹を養う。髪結となるまでの物語。記者 松田鶴子のレポート。
- ・1916年9月18日読売「今日の婦人三 堅実上品な婦人髪結を」志した力子未亡人。夫は病没。
- ・1919年9月号主婦の友「現代女名人伝其四 名人女髪結佐藤あき女」婦人の自由独立を願う一心から草深い田舎を出て、あらゆる艱難を経て日本一の髪結となるまでの物語。記者松田鶴子筆。
- ・1921年4月25日読売「科学の研究を積んで美容術の改善を」田中みよ子さん早大理工科聴講で研鑽積む。
- ・1922年10月26日読売『「千枝子」と云えば米国で一流の美容術師今度帰朝して近く開業』山野千枝子のこと。
- ・同 11月9日読売「社会事業に働いたり 美容術やの支配を」同志社出身で病院長の夫を失い後、婦人ホームを再興後、教え子の山本久榮に乞われ美粧俱樂部の総支配人となった中村久榮さん。
- ・1925年1月3日読売「林きむ子の共産の家」二階が踊りの研究所、一階が美容院。
- ・同 2月17日読売「花や茶の先生やめ 隙から美容術師に」髪をいぢることが何より好きの川島操婦人
- ・同 4月婦人倶楽部、北野富喜子「客扱いに苦勞する一美容術師の裏側一」『婦人の実生活ものがたり』昔の修行は長期間かかり、家事をやり師匠の機嫌もとりと大変だったが、今は修業期間は短くなった。私は養成学校を卒業したが自信はなく、講習会に通ったり客として店に行き技術を観察したりした。客扱いは相当苦勞します。過去女髪結が軽蔑される仕事であって今はそんなことはないとはいえ、時にぞんざいな言葉を浴びせられたり侮辱的なことをされることもあります。私どもは女学校を出ており怒りたくもなりますが、たとえ道理がこちらにあるとも親切な態度を執るようにしています。
- ・同 9月20日読売「若き時代を働らくため美容院を開く 美しい婦人歌子さん」自分で働いてみたくて始めたとあり。夫は運送業で、2歳の子もあり。
- ・同 10月9日読売「美容と結髪を安くしたい」三谷川文子さんの企て
- ・同 11月3日読売「地の利を選んで美容院」星野衣子さん、大森にあまりないので駅近くに開業
- ・1926年2月27日読売「美しい姿は一女の嗜み一」学校をやるひまに「衣装と着付」の所を著した日本美髪学校長吉田梅子さんの紹介。
- ・同 2月号婦人倶楽部「日本結髪会の大立者 佐藤あき子成功物語」山岸一郎筆、1919年9月号主婦の友「現代女名人伝」と同様の記事。
- ・同 4月10日読売「髪型は人の性格まで変える」姉さんの早見さんに倣って美容術師になった日本女子大での岡島一十一さん。
- ・同 5月9日読売「美粧屋を開いた唾の親娘 三人とも皆唾 それで繁盛」
- ・同 6月25日読売「母性愛のために美容師に」漫画家小川氏の忘れ形見を養う健気な千代子未亡人。
- ・1927年6月7日読売「圓い頭の尼さんが髪を結う美容師に」貧しい人を美しくと、数奇な運命を辿る尼僧
- ・同 3月号主婦の友、「我国美容術師の草分け遠藤波津子女史—あらゆる努力と研究を経て今日を築くまでの苦心」『職業に成功した婦人の苦心談』職業婦人は、そもそも侮辱と嘲笑を受けてきたが、最近では自分の力に目覚め各方面の働きに就いているようになり、仕事を持たぬ婦人は無能力者というような現象も起きてきた。今や職業婦人は一種の憧れにも似た気持ちを抱かせるようになった。職業婦人蔑視の中遠藤が理容館開業当時(明治38年)髪結は下級な職業とされ、周囲の無理解と戦い大変苦勞した。そんな中着付けと化粧の研究するために、御老女を訪ねたり図書館や歌舞伎に通い見たり聞いたり読んだりと努力をして知識や技術を習得した。現在入門者は後を絶たず、弟子には学問や腕よりも「人格円満な人」を求めています。
- ・1928年3月17日読売「亡き夫の遺志でいよいよ美容師に」故前川代議士未亡人静子さん、女子整容大学園を卒業し、同行の教員となる。
- ・同 4月号婦人界[女理髪師山本こたまさんを訪ねて]久我通記者、
- ・同 8月号婦人画報「美容院評判記」客の美容院評判記 122~128。
- ・同 8月号婦人画報「美容院悲喜劇」短期促成美容術師の失敗。断髪が流行、日に一人は切る人いる。昔は亭主に死に別れたとか、顔が醜くて嫁入り口は遠いといった手合いが美容術師になった 130~135。
- ・同 11月5日読売「開業しはじめに危険な誘惑や虚栄」美容師は美人が多く注目されやすいため誘惑も

多い。虚栄に走り墮落する人もいる。結婚し夫の収入より多くなると、難しいことが多くなる。

- ・1929年8月13日読売「美容家の立場から 田中芳子さんへ 早見君子」髪結からの美容院批判。時間がかかり、料金も高く、姑息で不真面目で浮薄だと。
- ・1930年2月号婦人画報「名人日本髪結髪苦心談」大沢たけ、伊賀とら(子どもの時から髪いじりが好きで何時の間にか髪結になった)、妹尾やす子(中年になってから髪結になったのでいたずら半分人の髪をいじっておりました)、伊藤つね子、高木きく(見て覚えて髪結に)、棚瀬いね(親もなく器量も悪いので髪結に)、芝野あき。インタビュー記事で7人中4人が、無修行で髪結となったことが分かる。
- ・同 8月20日読売「何が一ばん辛い 夏の職業婦人(8)女の床屋さん」営業中は汗を拭けないこと。
- ・1932年8月17日東京朝日「山野美粧院の二名取調べ シンパの疑い」左翼作家との親交ありとして。
- ・1936年11月22日東京朝日「無技巧の技巧 これが美容の秘訣 吉行あぐりさんのお話」対談記事。

3. 新聞・雑誌等で分かったこと—美容の近代化には様々な要因が存在することが認識できた—

新聞・雑誌等からは女髪結・美容師へのインタビューを含めて個人を紹介する記事はあったが、本人が寄稿した文書はいまのところ発見できなかった。以上多くの情報が得られたので以下にまとめておく。

①制度に関して

東京府の規則制定と試験導入に関することは分かったが、京都および大阪に関する情報はここでは分からなかった。店舗および営業者の衛生問題は、早くから指摘されていたことが分かり、規則違反の報道も多い。試験導入が必然的であったと考えられる。東京では、中国人理髪人進出が話題になることは、ほとんどなかった。国に業界が請願する事、内務省が統一規則制定に取り組んでいたことが報道で分かった。

②業界の動き

東京についてだけだが、伝統的な髪形を結う、つまり日本髪を結う技術を持った女髪結の組織と、明治以降に入ってきた美顔術技術やウェーブ形成技術に代表される髪型、当時は洋髪といった髪型を作り上げることでできる人たちを美容師と呼びこの人達の組織があったことが報道からわかる。理髪組織が中心となって規則統一運動をしていることも分かった。

③養成校に関する情報

徒弟制度の紹介から、最初的美髪学校に関する情報があり、特に美髪学校入学者に関する事で、年齢、学歴、動機も様々あることが分かった。学校の教科に関しては、理髪業界が養成所として1908年作った大日本理髪学校の教育内容に準じて、それ以降の美髪学校の教科になっていったと考えられ、この養成所がアメリカの理髪学校を範として設立されたことが分かり、後に設立される美髪学校における教育内容に影響を与えている。戦間期には、男性理髪師に代わり女性理髪師の養成が急務となったことが分かる。

④婦人職業案内

明治当初より女性の理髪師に関する情報が認められる。また女髪結が軽蔑された仕事であったが、今は相当収入が得られ、女子として独立可能な仕事であると書かれている。大正期以降学校も設立され、短期で学べるが、やはり修行した方が技術は身に付けられると言っている。また有名髪結との対談で、彼女らの中には独学で一人前になった人もいることが分かった。

美容師は専門技術を持ち最も高収入が得られる職業の一つで、技術や知識が必要でそれなりに修行が必要だということが分かった。

⑤理髪関係伝染病

1901年では禿頭病が、1918年夏ごろから足掛け3年間、流行性感冒(スペイン風邪)つまりインフルエンザの大流行が認められ、激甚を極めたが、流行は1921年初頭に収束したと考えられる。大阪府の死亡率が内務省の調査報告¹²で非常に高いことが判明し、1918年12月の大阪府の試験導入には、このインフルエンザの大流行がきっかけとなったのではないかと推論できる。

⑥髪型の流行、美容術など

美容の流行が、束髪、美顔術、断髪そしてパーマネント・ウェーブという流れとして、読み取れた。

⑦その他女髪結・美容師を取り巻く問題と個人紹介

④の婦人職業案内と関連があるが、個人の紹介を、この項では取り上げることにした。明治の最初のころは髪結業を非難する文も認められ、また容姿が悪く結婚が困難であろう女性が一人で食べてゆく方法だという当時の世間の見方も読み取れるが、やがて女性でも家族を養えるほどの職業として認められるようになる。しか

し髪結の亭主問題をはじめ、稼ぎが良いということが問題となることも報道にある。一方で、未亡人が子育てしながら美容師になるというレポートもあり、女性が自立する方法としてこの仕事が存在したことが良くわかる事例だ。また、1919年主婦の友9月号松田鶴子記者の書いた女髪結佐藤あき子について「婦人の自由独立を願う一心で髪結になった」とあり、これが書かれた大正期の思潮が読み取れる。またこれが学歴のある女性ではなく、ほとんど読み書きも出来ぬままに親の反対を押し切って21歳(明治19年頃)の時に家出して髪結師匠に弟子入りし、虐待され¹⁹艱難辛苦しながら一流の髪結になった。そして今夫や子どもらの協力もあり、自らの資金で後進を育てるための施設を作ろうとしているとある。好きだからと言って思いだけで誰でもできるわけではなく、辛抱強く努力できるという性格や健康に恵まれなければ、女髪結にはなれないという事例だ。その後1926年2月号の婦人倶楽部でも山岸一郎が同様の記事を書いており、髪結人生というよりも、一人の女性の生きざまを紹介していると考える。

註

- ¹ 朝日新聞記事データベース 聞蔵IIを国会図書館にて使用、検索した。2019年以前に検索した結果が多いが、2021年6月14日に改めて流行性感冒(インフルエンザ)だけを検索した。
- ² 読売新聞記事データベース ヨミダス歴史館を国会図書館にて使用、検索した。2019年以前の調査結果。
- ³ 岩見照代監修『婦人雑誌』がつくる大正・昭和の女性像』ゆまに書房2016. 第10-11巻美容・服飾・流行及び第22-24巻職業を使用した。なお、ここに「婦人画報」「婦人公論」「婦人之友」「婦人倶楽部」の戦前期4大婦人雑誌から集められた記事を①恋愛・結婚、②セクシュアリティ・身体、③美容・服飾・流行、④生活・家庭、⑤読者の声、⑥社会・時代、⑦職業、⑧教育、⑨女性と戦争の9つのテーマに分けまとめた結果が全30巻に集成されている。
- ⁴ 高橋晴子「近代日本の身装文化」三元社2005.本書は氏の博士論文(大阪大学)である。
- ⁵ 高橋晴子「年表 近代日本の身装文化」三元社2007.
- ⁶ 小野芳朗「清潔の近代 衛生唱歌から抗菌グッズへ」講談社選書メチエ98、講談社1997,64~67.
- ⁷ 小林丈弘「近代日本と公衆衛生」雄山閣出版2001、119~120.
- ⁸ ここについては、大阪府の行政文書に警察の立入り検査による報告として、伝染病に罹患した理髪師が営業をしていることを問題にしている文書が存在する。大阪府公文書 BB3-0023-70000009379 簿冊として理髪業取締法規中に存在する。
- ⁹ 東京府の場合、1901年11条であった規則は、1927年改正で21条、1930年改正で49条、1932年改正で54条、と条文が増加していることが分かる。
- ¹⁰ モール氏は表記が異なるが、年代からみてA.B.Molerの事だと考えられ、学校は現在まで存続していることがHPで分かる。 <https://www.americancollegeofhair.com/About> 2021年6月5日検索。
- ¹¹ 吉田忠男「米商売繁盛記 モーラー理髪学校を見る 失業問題解決の一端」『商店界』商店界社1931,11,7. 58~61.シカゴに本部を置く、1893年設立モーラー理髪学校サンフランシスコ校の訪問記。東京朝日1919年7月の記事のモール学校は米全土にあるとしており、モールとモーラー Moler の表記は異なるが、同じ学校だと考えられる。年齢国籍を問わず何時でも入学可能、就学期間6ヶ月、教育内容は、技術の実地に学科は、消毒法、皮膚科学、生理解剖、化粧品、理髪店経営、病気予防などが教授され、衛生設備、接客法、経営法など日本の理髪師は見習うべき点多々ある。高等教育を授けて実社会に役に立たぬ遊民より、人格技術共に立派な資格を有する理髪師を育てる方が社会的に有利だとある。理髪に婦人美髪科あり。
- ¹² 内務省衛生局編「流行性感冒患者及死亡者数調査票」大正7年8月至大正8年7月内務省衛生局1920。患者100に対しての死亡率の第1位は石川2.74(人)、**2位大阪で2.38**、3位大分1.86、4位京都1.83。内務省衛生局編「流行性感冒患者及死亡者数調査票」大正8年9月至大正9年7月内務省衛生局1920。患者100に対しての死亡率の**第1位大阪府3.73(人)**、2位兵庫県3.70、3位山梨3.53、4位福岡3.43
- ¹³ 前掲4の359~360頁で高橋が、女髪結の自殺者も出たという年季奉公の辛さを紹介している。また、上原

くるみ「下町の髪結い師一代記」かのう書房 1993 では、小松カツミさんの美容人生を著す中で、髪結修行の厳しさが書かれている 77～86 頁。